第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の住居手当支給に関する規則）

○南空知公衆衛生組合職員の住居手当支給に関する規則

平成3年12月24日

規　則　第　４　号

改正　　平成26年12月30日規則第2号

　（目的）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条の2の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（適用除外職員）

第２条　次の各号に掲げる職員には、住居手当を支給しない。

1. 職員住宅に居住している職員
2. 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
3. 職員又は配偶者の二親等以内の親族が所有する住宅（当該親族が不動産賃貸業を営むことを目的として所有している住宅であると組合長が認めるものは除く。）を借り受けて当該住宅に居住している職員

　（届出）

第３条　新たに給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して組合長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

　（確認及び決定）

第４条　組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　組合長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

　（家賃の算定の基準）

　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の住居手当支給に関する規則）

第５条　第3条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、人事院の定める基準に従い、組合長が行うものとする。

　（支給の始期及び終期）

第６条　住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

　（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附　則（平成26年12月30日規則第2号）

　この規則は、平成27年1月1日から適用する。

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

○南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則

平成3年12月24日

規　則　第　５　号

改正　平成12年03月15日規則第2号　　平成16年03月29日規則第1号

　（目的）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条の3の規定による通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（用語の定義）

第２条　給与条例第10条の3及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が通勤のため、その者の住居と勤務庁との間を往復することをいう。

２　給与条例第10条の3に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに第8条に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

　（届出）

第３条　職員は、新たに給与条例第10条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式により、通勤届を組合長に提出しなければならない。同条同項の職員が次の各号の一に該当する場合においても同様とする。

1. 勤務庁を異にして異動した場合
2. 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

　（確認及び決定）

第４条　組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これらに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第10条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

　（支給範囲の特例）

第５条　給与条例第10条の3第1項第1号に規定する「交通機関を利用しなければ、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

通勤することが著しく困難である職員」は、下肢の障害及びその他の身体障害のため、歩行することが著しく困難な職員で、組合長が交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

　（交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第６条　交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法により算出するものとする。

第７条　給与条例第10条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間（給与条例第10条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価格）
2. 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

　（併用者の区分及び支給額）

第８条　給与条例第10条の3第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 給与条例第10条の3第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
2. 給与条例第10条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

項第1号に定める額

1. 給与条例第10条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）　同項第2号に定める額

　（支給日等）

第８条の２　通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月に支給する。

２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

３　給与条例第10条の3第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

1. 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして給与条例第10条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給されたる場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
2. 職員が給与条例第10条の3第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

　（交通の用具）

第９条　給与条例第10条の3第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、組合の所有に属するものを除く。

1. 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
2. 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

　（支給の始期及び終期）

第１０条　通勤手当の支給は職員に新たに給与条例第10条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合におい

　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

ては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

　（返納の事由及び額等）

第１０条の２　給与条例第10条の3第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

1. 離職し、若しくは死亡した場合又は給与条例第10条の3第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
2. 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
3. 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき
4. 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

２　交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条の3第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第10条の3第2項に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合　前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用され

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

るべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、その事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

1. 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

ロ　第8条の2第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合　55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

　（支給単位期間）

第１０条の３　給与条例第10条の3第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

1. 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等　当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
2. 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等　1箇月

２　前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前日以前に、法第28条の2第1項の規定により退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることが生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第１０条の４　支給単位期間は、第9条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

２　月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であっ

　　　　　　第５章　給与　（南空知公衆衛生組合職員の通勤手当支給に関する規則）

て、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

３　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

　（支給できない場合）

第１１条　給与条例第10条の3第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

　（雑則）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成12年3月15日規則第2号）

　この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成16年3月29日規則第1号）

　この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。